

13. もし、人が妻をめとり、彼女のところにはいり、彼女をきらい、
14. 口実を構え、悪口を言いふらし、「私はこの女をめとって、近づいたが、処女のしるしを見なかった。」と言う場合、
15. その女の父と母は、その女の処女のしるしを取り、門のところにいる町の長老たちのもとにそれを持って行きなさい。
16. その女の父は長老たちに、「私は娘をこの人に、妻として与えましたが、この人は娘をきらいました。
17. ご覧ください。彼は口実を構えて、『あなたの娘に処女のしるしを見なかった。』と言いました。しかし、これが私の娘の処女のしるしです。」と言い、町の長老たちの前にその着物をひろげなさい。
18. その町の長老たちは、この男を捕えて、むち打ちにし、
19. 銀百シェケルの罰金を科し、これをその女の父に与えなければならない。彼がイスラエルのひとりの処女の悪口を言いふらしたからである。彼女はその男の妻としてとどまり、その男は一生、その女を離縁することはできない。
20. しかし、もしこのことが真実であり、その女の処女のしるしが見つからない場合は、
21. その女を父の家の入口のところに連れ出し、その女の町の人々は石で彼女を打たなければならない。彼女は死ななければならない。その女は父の家で淫行をして、イスラエルの中で恥辱になる事をしたからである。あなたがたのうちから悪を除き去りなさい。
22. 夫のある女と寝ている男が見つかった場合は、その女と寝ていた男もその女も、ふたりとも死ななければならない。あなたはイスラエルのうちから悪を除き去りなさい。
23. ある人と婚約中の処女の女がおり、他の男が町で彼女を見かけて、これといっしょに寝た場合は、
24. あなたがたは、そのふたりをその町の門のところに連れ出し、石で彼らを打たなければならない。彼らは死ななければならない。これはその女が町の中におりながら叫ばなかったからであり、その男は隣人の妻をはずかしめたからである。あなたがたのうちから悪を除き去りなさい。
25. もし男が、野で、婚約中の女を見かけ、その女をつかまえて、これといっしょに寝た場合は、女と寝たその男だけが死ななければならない。
26. その女には何もしてはならない。その女には死刑に当たる罪はない。この場合は、ある人が隣人に襲いかかりいのちを奪ったのと同じである。
27. この男が野で彼女を見かけ、婚約中のその女が叫んだが、救う者がいなかったからである。
28. もしある男が、まだ婚約していない処女の女を見かけ、捕えてこれといっしょに寝て、ふたりが見つけれられた場合、
29. 女と寝たその男は、この女の父に銀五十シェケルを渡さなければならない。彼女は彼の妻となる。彼は彼女をはずかしめたのであるから、彼は一生、この女を離縁することはできない。
30. だれも自分の父の妻をめとり、自分の父の恥をさらしてはならない。

説教

申命記 22 章は、人を人として大切に生きる方を教えます。後半では、十戒の第七戒「姦淫してはならない」の具体的なあり方を命じています。「姦淫してはならない」との戒めは、机上の空論でも絵に描いた餅でもありません。生ける神のことばです。それは私たちの生活の多くの場面に適用します。「姦淫してはならない」とは、ここに登場する場面すべてを含む戒めです。既に同性愛の禁止が 5 節で命じられましたが、「姦淫してはならない」の本質は、神が定めた男女の正当な結婚を破壊するいかなる試みも神は許したまわないということです。

13 節からは、結婚した後で、相手が「彼女をきらい、口実を構え」「私はこの女をめぐって、近づいたが、処女のしるしを見なかった」と悪口を言いふらす場合にどうするかが教えられます(13-14)。「処女のしるし」にはいくつかの解釈の可能性があります。この訳の通りに「処女性」との意味に加えて、「女性の思春期」との意味もあり、そうすると生理の有無を意味することになります。つまり、結婚した時点で本来はあるべき生理がない場合、それ以前に他の誰かと肉体関係を持って妊娠している可能性があります。それなら男が訴えた通り、女性は他の男と浮気をし、姦淫していることになり、「その女を父の家の入り口の所に連れ出し、その女の町の人々は石で彼女を打たなければならない。彼女は死ななければならない」と命じられます。

でも反対に、男の訴えが偽りである場合、すなわち、単に男が「彼女をきらい」、離婚する「口実」として「悪口を言いふらす」場合には、女性の父は町の長老たちに証拠を示して娘の潔白を証明します。長老たちがその反論を認めれば、「この男を捕えて、鞭打ちにし、銀百シケルの罰金を科し、これをその女の父に与え」ます。そうして、「彼女はその男の妻としてとどまり、その男は一生、その女を離縁することはできない」と言うのでした(18-19)。男性中心の社会で、男の言いたい放題やりたい放題を戒めています。女性の人権保護の律法です。

22 節では「夫のある女と寝ている男が見つかった場合」にどうするかが教えられます。その際には、男女両者が姦淫をしているわけですから、「ふたりとも死ななければならない」と教えられます。

23 節以降では「婚約中の処女」が別の男に「町で」誘惑されて「一緒に寝た場合」にどうするかが教えられます。イスラエルでは「婚約」は事実上の結婚を意味しました。ですから、婚約者以外の男性と寝ることは浮気をして姦淫の罪を犯すことになり、誘惑した男は「隣人の妻をはずかしめた」と言われます。そして女性も、叫べば聞こえる「町の中におりながら叫ばなかった」ことから、同意の上での行為とみなされ、ふたりとも「死ななければならない」と命じられます。

一方、「町」ではなく「野で」「婚約中の女」を男が「つかまえて、これと一緒に寝た」場合には、「女と寝たその男だけが死ななければならない」と命じられます(25)。「その女には何もしてはならない。その女には死刑に当たる罪はない。」こう言われるように、男は女性を「つかまえて」強姦しました。しかも「町」とは違って「野」では大声で叫んでも聞こえないので、女性には少しも責任はありません。女性は潔白です。女性はあくまでも被害者なのであって、女性には罪も汚れもありません。それで、男だけを死刑にするよう命じます。

この「野で」とか「町で」といった区別には、状況をよく見極めながら「姦淫してはならない」の戒めを適用させていく厳格さを見ることができます。姦淫の罪を犯した本人だけが神のさばきを受けて死刑に処されればいいのであって、誰が罪を犯したのかそこをよく見極めなければなりません。

注目すべきは次の解説です。「この場合は、ある人が隣人に襲いかかりいのちを奪ったのと同じである。」(26) 姦淫は死罪に相当しますが、その理由がここに述べられています。それは、「隣人に襲いかかっていのちを奪ったのと同じ」だと言うのです。実際には人を刃などで殺すわけではないのですが、「襲いかかっていのちを奪ったのと同じ」だと言われます。性的暴行、性的虐待、強姦は、女性の「いのちを奪ったのと同じ」、すなわち人を殺す殺人行為なのです。それで、その人もまた殺されます。死刑になります。姦淫が死に価する罪とされているのは、姦淫が人のいのちを奪う殺人の罪だからです。

28 節からは「まだ婚約していない処女の女」をある男が「捕らえてこれと一緒に寝た」場合について教えられます。その際には、男は「この女の父に銀五十シェケルを渡」して「彼の妻」として娶らなければなりません。しかも、「彼は彼女をはずかしめたのであるから、彼は一生、この女を離縁することはできない」のです(29)。女性が夫ある身ではなかったため男は死刑になることはありませんが、肉体関係を持ったことで、花嫁料を払って結婚することを強いられました。

ここで律法が教えている重要な事実は、肉体関係を持つことがそのまま夫婦関係を意味するという事実です。これは、現代に於いてもとても大切な教訓と言えます。聖書によれば、性的な関係は夫婦となったものだけに特別に許された祝福です。健全な家庭を形成する上での大切な交流です。性的な関係を持つことは、その結果として子供ができることにつながるのですから、それはまさに家庭の形成に直結します。いのちを生み出す営みなのです。そこに、本来他では体験できない深い夫婦の交流があり、喜びがあり、絆が培われます。だからこそ、誰とでも軽々しくしてはならないのです。快樂さえ得られればと、誰とでも見境なく「寝る」ことを、神は禁じます。すなわち、神が定めた正式な夫婦以外で「寝る」ことを、律法は許しません。

既婚者が別の異性と「寝る」なら、その家庭を崩壊させます。その家庭のいのちを奪い、その家庭に死をもたらします。それで、姦淫の犯罪者を死刑に処罰することで家庭を守らなければなりません。そして、未婚者ならば、「寝た」相手とそのまま結婚するよう命じられます。それは、共に「寝る」ということの本質が結婚と家庭の形成を意味するからです。

最後の 30 節では「自分の父の妻をめとり、自分の父の恥をさらしてはならない」と命じられています。一夫多妻の時代です。「父の妻」とは、継母であったり、自分の母以外の「父の妻」ということになります。このような近親相姦を禁じるのです。古代ヒッタイト人や一部のアフリカ人の間では、死んだ父の妻を息子が受け継ぐという、近親相姦の結婚が行われていました。当時行われていたそのような近親相姦を、イスラエルでは禁じているのです。

以上見てきた一連の教えは、第七戒である姦淫の禁止の具体的なあり方です。その本質は、神の定めた結婚、あるいは自分の家庭を守るための教えです。「姦淫してはならない。」この第七戒の教えの積極的な意味は、神がくださった自分の伴侶を心から愛する、そうして家庭を守るということです。そして、妻を愛する生活から子供が生まれます。それを育てて健全に成長させ、そこからさらにその子がまた結婚して家庭を築くようになるという営みが続いていきます。それは、いのちを生み出す、根源的に大切に尊い人間の働きなのです。

「主がそこにとこしえの祝福を命じられた」(詩篇 133:3) こう詩篇で歌われたように、本来、そこには神の恵みがあり、喜びがあり、神の祝福がありました。だからこそ、これを破壊する一切の妨害を神は許しません。いのちを生み出し養い育てるのが神の働きであり、その家庭を破壊して死をもたらすのは悪魔のしわざなのです。